

# 各国におけるマイクロデータ提供の現状

森 博美(法政大学)

## はじめに

1995年3月に統計審議会から審議会答申『統計行政の新中・長期構想』が出された。これは、国際化、サービス化、それに情報化など今日の社会が急激な変貌を遂げる中で、わが国の統計が現在抱える問題を総括し、来るべき世紀に向けてのわが国の統計行政の課題を提起したものである。

答申に盛り込まれた統計行政上の課題は極めて多岐にわたるが、特に本重点領域研究「統計情報活用のフロンティアの拡大」と深く関わるものとして、「調査結果の利用の拡大」(第4章)がある。そこでは答申は、「分析能力を高めたユーザーが、これまでのように結果表中心の統計利用から小地域、小集団の統計にまで関心を深めている状況を踏まえ、統計作成部局は秘密の保護に十分な措置を講ずるなど国民のプライバシーに配慮した上で、指定統計調査票の統計目的以外への使用の積極的な活用や標本データ等の提供の検討により、ユーザーの多様な統計ニーズにこたえていく必要がある」(『構想』 p.60)として、これまでのわが国の統計提供のあり方に対し、その多様化に向けて大きな政策方針の転換の必要性を提言している。

欧米においては、従来の集計データ中心のクロスセクションあるいは時系列分析から、社会学や計量経済学の分野での現状分析に個票ベースでのパネルあるいは *longitudinal* データに基づく分析が広範な広がりを見せている。このような研究の展開方向の中で、アメリカでは大学や民間の調査機関がさまざまなマイクロデータを作成し、提供してきた。一方、政府統計機関の側でもこういった形での分析需要の高まりに対応する形で個票データ(マイクロデータ)が次第に提供されるようになってきている。

このように、近年の特徴として統計に対するユーザー側の新たな形の統計ニーズがマイクロデータに向かう一方で、統計は半ば宿命的ともいえる要件を抱えている。それは、統計として収集される統計項目が、原情報の提供者である調査客体におけるプライバシー事項あるいは営業等の秘密事項に属し、その収集を不可欠の前提条件として統計が作成されざるをえないことである。

この点では、統計調査に基づかない統計作成として、近年、北欧諸国を中心に、政府統計の作成を全面的に業務記録に基づくものに切り替えるいわゆる「レジスターベース」での統計作成へと移行する動きもないわけではない。特に、本年6月末にレイキャビック(アイスランド)で開催された国際官庁統計家会議(IAOS)では、レジスター情報の統計化への関心がこれまでのように北欧だけの現象からそれ以外の地域へと次第に広がりを見せている点が注目された。

翻ってわが国の現状を見た場合、データソースそして統計化の原資料としての業務資料の重要性が今後拡大することは十分ありうる。とはいえ、わが国の統計制度を一挙に「脱調査型」の制度へと転換するにはなお多くの課題が解決されねばならない。その意味で、わが国の政府統計の作成が当分の間は調査統計に重点を置いたものとならざるをえないであろう。

ここでマイクロデータの利用と関連して統計調査実施上の特に切実な問題となる個体の特定の問題について考えてみよう。集計量である結果統計表の利用に比べれば個票そのものの使用は「個体」が特定される可能性が格段に強く、それだけに調査客側も調査実施機関からの提供に敏感にならざるをえない。その意味で、近年おおきな高まりを見せているマイクロデータ提供に対する要請は、それに対してどのような政策対応を図るかという点で、特にわが国のように調査統計を中心とした統計制度を維持している諸国においては重大な課題を提起しているといえる。それだけに、すでにマイクロデータを公開、あるいは利用者へ様々な形で利用便宜を供与しているこの分野での先進国においても、それぞれ固有なシステムを構築してデータの誤用、乱用に対する歯止め措置を制度化しつつニーズへの対応を図っている。

わが国における統計調査環境の悪化については、すでに多くの調査環境調査の結果が立証している所である。1970年代末の調査のフォローアップとして九州大学が1994年に実施した調査環境実態調査も、この15年あまりの間に事態がさらに深刻さの度合いを強めていることを実証している。一方で新たな統計利用ニーズの発掘としてのマイクロデータの提供と、他方で統計調査の円滑な実施とは、個体の識別可能性を契機とする調査客側に秘密保護意識を媒介項として、相互にトレードオフの関係にある。そのような中で両者の間にどのような妥協点を見出し、調査環境の悪化を最小限に食い止めつつ統計の有効利用を追求するかという極めて困難な舵取りをわが国の統計行政は求められている。そこでわが国で果たしてどのような形態でそれが可能かを検討する手がかりとして、マイクロデータの提供が進んでいる各国における経験を子細に検討し、わが国への適用可能性を論議してみることも意味のないことではないように思われる。

ところでオランダ中央統計局では、オーストラリア、カナダ、フランス、ニュージーランド、イギリス、アメリカ合衆国、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、デンマークの各国統計機関に調査票を送付し、マイクロデータ提供政策調査（以下、「MRPS調査」と略称）を行い、1991年現在での実状把握を行っている（Citteur and Willenborg 1993）。またわが国では総務庁統計局統計基準部が、その後入手した情報により上記の集約結果への追加、修正を試みている（管 1996）。これらは、わが国が今後統計情報の新たな提供システムを構築していく際に有意義な参考資料を提供してくれるものと期待される。そこで本稿では、まず主要先進諸国におけるマイクロデータ提供の現状を概観し、次にわが国における現状と適用上の課題のようなものを整理してみたい。

## I 諸外国におけるマイクロデータの公開

### 1. 1 公開マイクロデータ

表1は、各国におけるマイクロデータの公開状況を示したものである。MRPS調査の対象となった11カ国にオランダ自身を加えた各国統計機関のうち、7カ国が何らかのマイクロデータの公開を行っている。このうちオランダについてはセンサス以外のサーベイマイクロデータのみを、またオーストラリアなど6カ国がセンサスデータも含め公開している。なお、MRPS調査実施当時は「公開を検討中」とされていたイギリスは、1991年センサスを契機に初めてマイクロデータの提供に踏み切った。上記7カ国以外にもすでにマイクロデータの公開に踏み切っている国がある可能性があるが、この点については調査対象国以外も含め、今後の研究の課題としたい。

#### (1) センサスマイクロデータの公開

センサスマイクロデータを公開している諸国についても、センサスのすべてのデータが公表の対象とされているわけではない。例えばアメリカでは、人口センサスの1%、5%抽出結果が標本データとして一般に公開されているだけである。同国で公開されているセンサスデータのレコードには、いわゆる long form での調査項目の中から、教育、出生地、移動、出産暦、職業、通勤移動、所得、住宅水準が含まれている(管 p.46)。またニュージーランドでは、様々に統合された地域レベルでの人口センサスデータが提供の対象とな

表1 主要各国における公開マイクロデータファイルの提供状況

---

#### 公開マイクロデータ(世帯、個人関係データ)

公開 (I)センサス, サーベイデータを公開

オーストラリア, カナダ, フランス, イギリス,  
ニュージーランド, アメリカ合衆国

(ii)一部のサーベイデータのみ公開

オランダ

非公開 (I)行政機関に対してのみ提供

ドイツ, イタリア

(ii)第3者機関経由で提供

ノルウェー

(iii)非提供

デンマーク, スウェーデン

---

っている。

一方、イギリスでは、従来から調査実施後 100 年を経過したセンサス調査票を公文書として一般の閲覧に供するという「100 年条項」が適用されてきた。なお、その公表データに基づいて機械可読な形での歴史マイクロデータもすでに研究者によって作成されている (Denham p.44)。なお、イングランドとウェールズのセンサス調査票については 100 年非公開原則が適用されている一方、現在、特別の条件が充足された場合には 1901 年の個人情報を開示して良いことになっている。また登録本署長官は、申請者に法的資格を与えることができ、しかもその情報が他のデータソースから得られない場合には、個人情報開示の申請手続きを検討する用意があるとされている(ONS: Maintaining)。また最近のセンサスについてもデータが機械可読な形で保管はされているが、それについては氏名、住所項目は削除されている (Denham p.44)。

イギリスでは、マイクロデータの提供可能性についての議論は 1970 年代に開始された (Denham p.43)。1981 年には、イギリス政府は官報の中で「戸籍庁長官は、秘密を有効に保護しながら広範な層の利用者に提供される公開テープの形式について、関係するあらゆる個人や団体に提案を求める」(HMSO) とした。一方、統計機関の外部では、エセックス大学の経済社会研究協議会 (ESRC) が、センサスマイクロデータの購入に関心を表明していた (Denham p.56)。また、イギリス雇用省主任研究員で元 OPCS 主席研究員 Catherine Hakim は、*Secondary Analysis in Social Research: a guide to data sources and methods with examples*. London: Methuen, 1982 の中で、「マイクロデータと集計データを区別し、双方のデータの源泉を紹介しながらイギリスの主要なデータセットの二次分析の可能性を包括的に紹介」している (Denham p.59)。

このような一連の流れの中で、1990 年前後の集中的審議を経てはじめて 1991 年センサスの匿名標本データが提供されることになった。なお現在、イギリスのセンサスデータについては、世帯が 1%、個人については 2%抽出標本データが提供されている (管 p.39)。

## (2) サーベイマイクロデータの公開

表 2 は、MRPS 調査による調査結果さらにはわが国の総務庁で独自に把握した各国の公開サーベイ・マイクロデータを一覧したものである。オランダ中央統計局では、MRPS 調査の実施の際に記入者である各国統計機関での記入負担の軽減と調査の意図についてより明確なイメージを描いてもらう目的で、予め労働力調査、家計調査、そして生活の質調査(わが国の社会生活基本調査に相当)の 3 種の調査名を特定して各国の統計機関におけるマイクロデータの公開、提供の状況を調べている。このため、上記のサーベイ以外にも、調査の把握時点とされた 1991 年現在で上記以外のサーベイデータが提供されている可能性がある。

表2 各国のサーベイマイクロデータの公開状況

オーストラリア	健康調査, 家計調査, 移民調査, 刑事治安調査
カナダ	労働力調査, 総合社会調査, 家計調査
フランス	労働力調査, 社会生活基本調査, 家計調査
オランダ	労働力調査, 社会生活基本調査, 家計調査
ニュージーランド	1980-81年社会指標調査(1回限り)
イギリス	労働力調査, 家計調査, 総合世帯調査
アメリカ	経常人口調査, 所得及びプログラム参加調査, 消費者支出調査

サーベイ・マイクロデータを公開している国のうちニュージーランドでは、1回限りの調査として実施された80-81年社会指標調査のみが研究者に限って提供されているが、その場合、ファイルの提供に先立ち、識別情報の削除、統合が行われている。またカナダでは、表2中の調査以外の調査については、データそのものは公開されていないが、要求に応じて特別集計サービスが提供されている。

### (3) 非公開の3つの類型

オランダ中央統計局によるMRPS調査の調査対象となった各国のうち上記以外の諸国ではいずれもマイクロデータは「非公開」とされている。この中には、行政機関に限って提供されているケース、第三者機関にデータが転送されその管理が委ねられている場合、さらにこのような経路も含め全く提供されていない場合とに分かれる。

#### ①行政機関にのみ提供されるケース

このケースに該当する政策を採用している諸国のうち、まずニュージーランドでは、経常的に利用できる唯一のマイクロデータとして、家計収支調査から作られるASSET(課税評価用シミュレーションシステム)がある。それは政府機関に限って、しかも厳しい条件の下で、統計分析目的のためにだけ利用されているが、その場合にも個人を識別したりするなどの目的への利用は禁止されている。

またドイツでは、センサスデータを地方自治体の統計部門に当該地域人口データに限り、現場で収集された原情報が提供されている。同様にイタリア統計局は、生データの形で当該地区、州、市レベルの自治体に提供している。

なおドイツでは、現在、研究ニーズ向けに仕立てられたマイクロデータセットへのアクセス方法についての研究プロジェクトが進行中である。これは、(Blien, Wirth, Muller, 1992)の匿名化手段の有効性の評価研究に依拠している。この研究において実施された実験では、2組の匿名データのマッチングを通じて匿名化措置の有効性の評価も行われた。その結果、匿名化措置は十分有効に機能しており、異なる2組のデータを相互にマッチング

した結果、個体レベルでの照合数は極めて限られたものであることが判明した。またイタリアでは、露見リスクの評価作業グループによる作業が、(死因統計(全数)と2%抽出人口センサスデータについて進行中である。このような試行実験を経て、これらの国においても近い将来、マイクロデータの公開が検討課題にのぼるものと考えられる。

## ②データの管理を第3者機関に委ねる場合

これに該当するものとしては、まずノルウェーにおける提供政策をあげることができる。同国では、国立社会科学データサービス(NSSDS)が匿名マイクロデータの転送を受け、この機関が政府統計データを管理する。なお同所で管理されるデータとしては、生活の質調査、労働力調査、家計調査、1960、70、80年人口センサスの10%抽出標本といったものがある。

またイギリスでは、エセックス大学に設置された経済社会研究協議会(ESRC)がイギリスにおける社会科学データの中心的な国立の保管所となっている(Denham p.46)。このため同データ保管所には、国家統計局が作成したデータが、学問的研究と教育のために無料で寄贈される(ONS: Pricing)。なお、付言すれば、イギリス国家統計局は、ユーロスタットに対する統計刊行物、データサービスの提供が義務づけられている(ONS: Pricing)。

## ③非提供

デンマーク、スウェーデンでは、マイクロデータは提供されておらず、後に見るように、契約ベース、あるいはオンサイトでの利用に道が開かれる形となっている。

# 1. 2 ミクロデータの公開と秘匿措置

## (2) ミクロデータの公開と秘匿措置

センサスあるいはサーベイデータが公開される場合にも、一般にマイクロデータがそのままの形で提供されることはない。秘密保護の観点からいろいろな方法で個人情報に対する秘匿措置が取られている。表3は、各国で採用されているデータの秘匿措置を示したものである。

アメリカで採用されている秘匿措置のうち topcoding(最大(小)値を最上位クラスに含めて表示することにより露見のリスクを回避する方法)については、最上位階級は母集団を構成する要素の所定のパーセンテージを含む必要あるとされている。またイギリスでは、エセックス大学経済社会研究協議会データ保管所に保管されているデータテープのデータからは、氏名、住所その他個人を識別する変数は削除されている。そこではデータはすべてコード(カテゴリー)化されており、地域識別情報も標準地域レベル(イギリス全土が10の地域ブロックに分割)にコード化されている(Denham p.44)。

表3 公開に際して各国で適用されている秘匿措置

	オーストラリア	カナダ	イギリス	アメリカ
deletion		●		●
collapsing	●	●	●	●
topcoding	●			●
adding noise	●	●		
subsamples	●	●		
data swapping		●		

(2) データの公表最低規模による秘匿措置

マイクロデータが公開される場合、地域の表章最低規模が小さければそれだけ個体が特定されるリスクが大きくなる。このため各国では独自に提供する際の最低規模を決めている。表4はこれをまとめたものである。

表4 公表最低規模による秘密保護

イギリス (1991年 センサス)	世帯：200万人以上 個人：12万人以上*
オーストラリア	個人20万人以上
ニュージーランド	100人メッシュブロック
アメリカ	10万人以上。ただし longitudinal 調査のように他の情報が利用できるものについては、さらに規模の引き上げが必要とされる。所得およびプログラム参加調査(SIPP)の場合、25万人以上*
オランダ	各地域を都市化率によって表示

\*：(管 p.46)。

(3) 公開データにおける分類区分による秘匿

個体が特定されるリスクを少なくするように、産業、職業、年齢などの項目について、分類の統合がしばしば行われる。表5は、各国の公開データで採用されている秘匿のための分類基準を示したものである。

表5 公開データにおける分類区分による秘匿

オーストラリア	: 職業 8 区分、産業 12 区分、年齢 5 歳階級*
カナダ	: 地域 1、2、5 桁でコード化 年齢、職業、教育程度による総カテゴリー数最大 50、 家族構成 8 区分
ニュージーランド	: 職業コード 5 桁、家族コード 2 桁、地域コード 7 桁
イギリス	: 地域区分 2 桁(10)、職業 3 桁、家族コード 1、2 桁

\* : (管 p.42)。

#### その他の秘密保護措置

オーストラリア統計局では、外部ユーザーに自らの利用目的に応じて作成した SAS プログラムの提出を求める。同局では、提出されたプログラムを用いて局内に保有するデータを処理し、さらに得られた結果について秘密保護上問題がないかどうかを点検した上で処理結果を引き渡すシステムを検討中とされている。

### 1. 3 公開審査機構

#### (1) 公開審査機構

マイクロデータを公開している国では、多くの場合、使用申請の適否を審査する委員会 (Panel) のようなものが設置されている。例えばオーストラリアでは、Microdata Review Panel による審査結果を受けてオーストラリア統計局長 (Australian Statistician) が公開データの提供を承認する。またカナダでは、マイクロデータ提供委員会がファイルの公開を判断する。アメリカでは、マイクロデータ検討委員会 (Microdata Review Committee) が、提供の可否を検討するとともに各統計作成機関ごとにデータ開示ガイドラインも定められている (管 p.40)。オランダでは法制度の整備によりデータ提供手続きが基準化された。これによって、データの使用許可が得られるまでの期間が短縮されることになるとユーザーからは歓迎されている。

#### (2) データ管理官

イギリスでは、国家統計局が保有するあらゆるデータ項目が、同局のデータ管理官 (Data Custodian) に委ねられている。また、データ管理官に助言責任を持つデータ保護・秘密保護官 (Data Protection and Confidentiality Officer) が配置されており、DPCO はデータの秘密保



護と国家統計局のデータ保護政策に責任を持っている(ONS: Maintaining)。研究者が共同プロジェクトなどにより国家統計局と共同して作業に従事する場合、同局の職員と同じ秘密保護政策の適用を受ける。作業への参加にあたりその者は秘密保護の宣誓を義務づけられ、データの秘密について許可を得ることなくデータの秘密を公にした場合の責任問題に関する法的規定は、共同作業の終了後も効力を持つ(ONS: Maintaining)。

なおイギリスでは、秘密保護を行うための最低限の措置として、次の5点が確認されている(ONS: Maintaining)。

- ・①データ管理官は、あらゆる必要な了承を国家統計局と研究者の双方から得ること。
- ・②研究者はデータの秘密遵守の宣誓を行うこと。
- ・③提供されるデータは合意された研究目的を充足するのに必要最小限のものであり、それは必要最小限の期間保有できる。
- ・④匿名化された個別記録は、厳密な管理下に識別番号が一般に利用できない形でのみ提供されること。
- ・⑤主任医学統計官の承認を得て個人識別記録が倫理的に承認された医学研究のために提供されるのは、次の場合に限られる。すなわち研究者がすでに個人を識別している場合および個人が承認された医学研究のために特定されている場合がそれである。

オランダでは、データファイルの提供に先立って充足しておくべき規則を制定しているが、契約ベースでの利用よりも公開ファイルの使用についての規制の方が強い。また秘密の保護は、技術的よりも法的になされている。

## II ミクロデータへの代替的アクセス

MRPS調査の対象国の中には、ミクロデータを一般に公開しない代わりに他の代替的アクセス方法を制度化することでユーザーへの利用便宜の提供をはかっている国もある。代替的アクセスのルートを通じて提供されるデータは、公開されているファイルに比べ一般に統計の種類も豊富でまた個々のファイルの中の情報の量も多い。データを公開する場合と比較して、代替的アクセス方法による利用を行う場合には利用者や利用目的が特定しやすい。このため、提供されるデータに対する秘密保護措置は、データの公開に比べ相対的に緩和されている。

表6は、各国で採用されている代替的アクセス方法を、契約ベース、オンサイトでの利用便宜について見たものである。なおオンラインでの利用についてはいずれの国もまだそれを行っていない。

全体的に、北欧諸国では、ミクロデータを公開しない代わりに契約ベースでの利用という形でユーザーに便宜が図られている(管 p.40)。スウェーデンについては、議会の指名を

表6 ミクロデータへの代替的アクセス方法

---

(i) 契約ベースでの利用、オンサイトでの利用	デンマーク、オランダ、ニュージーランド、スウェーデン
(ii) 契約ベースでの利用のみ	フランス、ドイツ、ノルウェー、イギリス
(iii) オンサイトでの利用のみ	アメリカ
(iv) いずれも不可	イタリア、オーストラリア、カナダ

---

受けた委員会と統計局の内部委員会がセンサス匿名データへのアクセスの可否について審査する。オランダは、契約ベースでの利用の場合のデータでは、公開データにおけるそれに比べ採用されている地域コードがより詳細である。また同国では、地域コードを削除したパネルデータも契約ベースでの利用に供されている。フランスでは、契約ベースでの利用に際しては、国家情報統計委員会（C N I S）による承認を必要とする（管 p.43）。

(1) 契約、オンサイトで利用可能なデータ

ノルウェーでは、社会生活基本調査、労働力調査、家計調査、人口センサス(10%標本)ミクロデータが、統計局による承認を経て、政府機関と学界に対して契約ベースで利用に供されている。またドイツでは、人口センサス、89、91、93年マイクロセンサス(労働力調査を含む)、家計調査を契約ベースで利用できることになっている。

(2) 契約、オンサイト以外のアクセス方法

オーストラリアでは、統計局が有料でオーダーメイド集計サービスを行っている。また利用者から提出されたS A S集計プログラムによって統計局が内部でデータ処理を行い、その結果を利用者に提供するシステムを検討中である（管 p.42）。またカナダでは、利用者の希望に応じて特別集計サービスを提供することがある。

アメリカ合衆国センサス局では、データの利用者の要望にこたえとともに秘密保護規定の実効性を担保するために、特別宣誓職員（非常勤契約職員）制度が設けられている。その場合に宣誓職員の資格要件として、

- ①当該プロジェクトでセンサス局と共同作業を行う機関に所属、
- ②契約によりセンサス局のために仕事を行う機関や組織に雇用、
- ③法によりセンサス局の活動を監督し、点検し調査する資格を有する者

のいずれかが求められている。

この他にもセンサス局では、特に遠隔地に居住する研究者のデータ使用の便宜を図る目的で、補助員制度、研究員制度を設けている。

### (3) 代替的方法によるデータ提供の際の秘匿措置

代替的アクセスのルートでマイクロデータが提供される場合にも、秘密の保護に配慮して様々な保護措置がデータに加えられている。表7は、これを整理したものである。

表7 契約ベース、オンサイト利用データの秘匿措置

	デンマーク	ドイツ	ノルウェー	スウェーデン
deletion			●	●
collapsing	●	●	●	●
rounding		●	●	●
subsamples	●	●		●
outdating		●		●

データにおける分類の統合は、上記4カ国のいずれでもデータの秘匿性を高めるために採用されている。また国別の特徴的な点としては、まずドイツが、契約ベースで提供される人口センサスデータで50万人以上になるように、また各セルが最低5ケース以上を含むように提供される地域の最小規模単位を設定している。スウェーデンでは、最新でないデータの方が最新データよりもアクセスの対象とされやすい。またデンマークでは、契約ベースでの利用の場合は、変数の統合、サブサンプルの規模は最大でも0.2%以下でなければならないとされている。同国の場合、契約ベースでの利用が不適當の場合にはオンサイトの利用の道も開かれている。

### (4) 審査機構

代替的アクセス方法についても申請者からの申請を審査する機関がいくつかの国で設けられている。まずスウェーデンでは、契約ベースでのオンサイト使用を条件としたアクセスについて、統計局部長会（内部委員会）が申請を審査する。またノルウェーでは、NS SDSが保有するマイクロデータを統計局の承認の下に利用者が契約により利用することになっている。

### (付) ビジネスデータの開示状況

MRPS調査では、各国統計機関のマイクロデータの提供政策について主に個人・世帯情報

について調査している。これは、企業情報が規模などの点から個人情報に比べ特定されやすいため、マイクロデータの公開もさほど進んでいないとの調査実施者側の判断による。従って、調査ではビジネスマイクロデータの提供状況についての情報は体系的には収集されていない。

MRPS 調査結果によれば、部分的にビジネスデータの提供を行っているのはフランス、ドイツ、ニュージーランドに限られる。ただし、「提供」との回答を寄せた国でも現実には利用に際して厳しい制限が付されているところもある。また逆に「非提供」との回答の場合にも制度化されていない非公式提供チャンネルが設けられている場合もある。

各国におけるビジネスデータの取り扱いについては、まずオランダで中央統計局の職員と宣誓した外部ユーザーとによるビジネスデータの共同分析プロジェクトが進行中である。アメリカでは、1987年農業センサスの企業データが例外的に使用承認されたが、公開ビジネスデータファイルは存在しない。ただし、宣誓職員制度によりビジネスデータについても利用への道は開かれている。フランスでは、国家統計情報委員会(CNIS)が、ビジネスデータについても使用承認の可否を判断する。またドイツでは、政府機関だけがビジネスデータを利用できることになっている。またニュージーランドでは、政府統計家会議がケースバイケースで承認を判断するが、その際に、データにアクセスする研究者全員の秘密保護宣誓を必要とし、公表される論文で秘匿データが暴露されていないかどうかを統計局が点検する。ノルウェーでは、名称、所在地、所有形態、業種の情報が、名簿の更新のために自由にアクセスできるようになっている。スウェーデンでは、適法であることを条件に、政府、学界のユーザーに対して匿名データが提供される。

表8 ビジネスデータの公開状況

---

無：オーストラリア、カナダ、オランダ、イギリス、アメリカ合衆国
有：フランス、ドイツ、ニュージーランド

---

## むすび

審議会答申を受けて政府サイドでは、現在、新中・長期構想推進協議会第3検討委員会に於いて今後の具体的な政策のあり方をめぐって様々な研究が進行中である。とはいえ現状では、欧米の多くの諸国のようにマイクロデータは公開されてはいない。

周知のようにわが国では、統計法第15条(第2項)が、政府統計を作成するために収集された個票の使用について、指定統計調査の調査個票の目的外使用制度という形でその運用がはかられている。なお、指定統計以外の統計についてはわが国の統計法規は個票の使用について特別に規定はしていないが、例えば承認統計調査票については、原則として指定

統計に準じた運用がなされている。

研究目的のために調査個票の使用を希望する場合、現状では本人が目的外使用の承認を得るかあるいは政府機関の内部プロジェクトの一員として機関が使用承認を得たものにアクセスが許されるという可能性がある。個票の目的外使用制度ならびにその運用状況についての検討は他の機会に譲ることにするが、これについてはかなり厳格な形で規定の運用が行われており、使用目的についても高い公益性が求められている。現状では一般にアクセス可能なサイトに匿名化ファイルが配置され自由に統計処理できるという条件にないことから、近年、研究者を中心にその公開への要求が強まっている。

今後、わが国の統計行政がこの種の新たなタイプの統計需要にどう政策対応をするかについては、いくつかの検討を要する点がある。これらについてはすでに統計行政サイドでも取り組みが開始されていると考えられるが、これらを確認することにより今回のむすびにかえたい。

第1は、統計の公表形態に関係する。現在の統計法では、その第16条が指定統計調査結果について公表義務を規定している。しかしこの公表規定は、調査実施に先立って予め定められた項目間のクロスの形で調査結果を集計し、報告者に還元することを意味しており、マイクロデータという形での調査データの公開を想定してはいない。このような条文の含意は、終戦間もない時期に、国家が技術的にもまた予算的にも集計能力を事実上独占していた状況下でこの法律が制定されたものであることを考慮すれば、このことも当然のことである。

近年の情報処理技術の目覚ましい発展は、集計能力を広範な層に解き放ただけでなく、集計量以外の形での統計利用ニーズを作り出すことになった。このような状況の変化に対して、この半世紀の間、わが国の統計法規は、磁気媒体での集計結果の提供といった提供媒体の多角化に施行細則レベルでの変更によって対処しただけで、抜本的な対応を行ってはいなかった。この点で、匿名化されたマイクロデータの公開あるいは契約ベースでの利用に道を開くような政策選択がなされる場合、積み残しとなっている統計法の本質的改定あるいはマイクロデータの使用に関した何らかの法規の制定あるいは条文の整備が必要であるように思われる。

第2は、マイクロデータの提供システムをどう構築するかという点である。それには本稿で紹介した諸外国における経験が有効な示唆を与える。すなわち、マイクロデータを公開するか、あるいは北欧諸国を中心に行われているように、契約ベース、ないしオンサイトでの使用に限定するかを選択をどうするか、また提供の対象となる統計の範囲をどのように線引きするか、どのような秘匿措置を適用することによってマイクロデータの秘匿性を保証するか、さらには第3者機関をデータ提供の窓口として限定し秘密保護をはかるとした場合にそれをどのように制度化するか、といった点が明確にされる必要がある。

これらの具体化にあたっては、わが国の特殊事情も検討しておく必要がある。特に国民の間で cost-benefit 意識が希薄であることが、今後の法制度的枠組みの構築を制約するように

思われる。そこでは、諸外国での経験とは異なるわが国独自の方式が模索されねばならないことも十分ありうる。例えば、調査客体の調査非協力態度一つとっても、結果の具体的な悪用の恐れあるいはそれが有効に活用されていないといったいわば理詰めの批判に基づくものではない。このような中で、どのように国民に対しデータ開示への理解を得ていくかが大きな課題といえる。

マイクロデータの提供については、提供する統計の範囲、提供形態などについて自ずと何らかの形での基準化が必要とされる。しかし分散型の統計制度の下で統計が作成され提供されているわが国では、現実には統計作成機関である各省庁は、自らが作成した統計をそれぞれ独自のチャンネルで提供している。このような分散型の提供システムの場合、提供にあたっての統一基準の採用、あるいは一部の国で採用されているような統一的な第三者提供機関の構築は難しくなる。この点についても今後どのような形で提供システムを構築するかについての詰めが必要となる。

(Citteur and Willenborg 1993) も指摘しているように、MRPS 調査の結果は、イギリスでのセンサスマイクロデータの公開など、その後の各国の取り組みにより絶えず陳腐化している。その意味では、本稿で紹介した内容についてもすでに「現状」とかなりかい離している側面があるものと考えられる。今後の調査研究により各国のマイクロデータのニーズへの対応の動きについてより正確な認識を持つ必要がある。

それと同時に、各国が政策の制度化に向けてどのような取り組みをしてきたかも、今後わが国での政策のあり方を考える上で大きな意味を持つと考えられる。ちなみにイギリスでは、1991年センサスマイクロデータの提供に先立ち、統計法との関係や、議会、世論の動向への配慮について検討が行われた(管 p. 40)。またアメリカでも、設置された秘密保護とデータに関する委員会 (Panel on Confidentiality and Data) において、非政府関係利用者によるデータへのアクセス、政府機関内部でのデータ共用の制限措置などとともにプライバシー意識と調査協力度の低下などが多角的に検討されている(Duncan pp.273-4)。これらについての包括的な検討も含め今後の課題としたい。

## 参考文献

総務庁統計基準部『統計行政の新中・長期構想—統計審議会答申—』1995,3

管 宜紀「諸外国における標本データの提供状況」『統計情報』1996,5.

Blien, U., Wirth, H. and Muller, M., Disclosure Risk for Microdata Stemming from Official Statistics. *Statistica Neerlandica*, 46, pp.69-82, 1992.

Citteur, C.A.W. and Willenborg, L.C.R.J., Public Use Microdata Files: Current Practices at National Statistics Bureaus, *Journal of Official Statistics*, 1993,4.

Denham, J. Chris, Census Microdata in Great Britain: The Possibilities. 1986?

Duncan, T. George et al., Report of the Panel on Confidentiality and Data, *Journal of Official Statistics*, 1993, Vol.9. No.2, pp.271-274.

Office for National Statistics, *Maintaining the Confidentiality of Data*. 1996.

Office for National Statistics, *Pricing and Dissemination Policy*. 1996.